

国自旅第586号の2  
平成25年3月8日

関東運輸局自動車交通部長 殿

自動車局旅客課長

標準自動車運転代行業約款の一部を改正する告示の施行について

今般、標準自動車運転代行業約款の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第221号）は、平成25年3月8日に公布（官報公示）され、同年3月31日より施行されることとなるが、別添のとおり、公益社団法人全国運転代行協会会長、公益財団法人運転代行振興機構代表理事、ジェイ・ディ共済協同組合理事長、全国運転代行共済協同組合代表理事あて、周知依頼を行ったので了知されるとともに、貴局管内の自動車運転代行業者に対し周知されたい。

(別添)  
国自旅第586号  
平成25年3月8日

公益社団法人全国運転代行協会会長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

標準自動車運転代行業約款の一部を改正する告示の施行について

標準自動車運転代行業約款の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第221号）は、平成25年3月8日に公布（官報公示）され、同年3月31日より施行されることとなるので、貴団体においては、会員その他の関係する自動車運転代行業者に対し広く周知徹底を図られますようお願いいたします（改正概要については以下参照）。

なお、本件については、各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて別添のとおり通達していることを申し添えます。

### 【改正概要】

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第13条第1項及び第3項に基づき、自動車運転代行業者は、その営業の開始前に、自動車運転代行業約款を定め、これを営業所において掲示するとともに、営業所への掲示をするときは、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならないこととされている一方、行政手続の簡素化を図る観点から、法第13条第4項に基づき、国土交通大臣が定めて公示した標準自動車運転代行業約款（以下「標準約款」という。）と同一のものを掲示した場合には、国土交通大臣への届出をしたものとみなすこととしている。

今般、利用者の料金制度に対する不透明感を払拭し、更なる利用者の保護を図るため、標準約款第6条第2項として、当社は、料金を収受した場合であって利用者の求めがあったときは、収受した料金の額を記載した領収証を発行します旨規定した（別紙参照）。

(別添)

国自旅第586号  
平成25年3月8日

公益財団法人運転代行振興機構代表理事 殿

国土交通省自動車局旅客課長

標準自動車運転代行業約款の一部を改正する告示の施行について

標準自動車運転代行業約款の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第221号）は、平成25年3月8日に公布（官報公示）され、同年3月31日より施行されることとなるので、貴団体においては、会員その他の関係する自動車運転代行業者に対し広く周知徹底を図られますようお願いいたします（改正概要については以下参照）。

なお、本件については、各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて別添のとおり通達していることを申し添えます。

### 【改正概要】

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第13条第1項及び第3項に基づき、自動車運転代行業者は、その営業の開始前に、自動車運転代行業約款を定め、これを営業所において掲示するとともに、営業所への掲示をするときは、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならないこととされている一方、行政手続の簡素化を図る観点から、法第13条第4項に基づき、国土交通大臣が定めて公示した標準自動車運転代行業約款（以下「標準約款」という。）と同一のものを掲示した場合には、国土交通大臣への届出をしたものとみなすこととしている。

今般、利用者の料金制度に対する不透明感を払拭し、更なる利用者の保護を図るため、標準約款第6条第2項として、当社は、料金を収受した場合であって利用者の求めがあったときは、収受した料金の額を記載した領収証を発行します旨規定した（別紙参照）。

(別添)

国自旅第586号  
平成25年3月8日

ジェイ・ディ共済協同組合理事長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

標準自動車運転代行業約款の一部を改正する告示の施行について

標準自動車運転代行業約款の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第221号）は、平成25年3月8日に公布（官報公示）され、同年3月31日より施行されることとなるので、貴団体においては、会員その他の関係する自動車運転代行業者に対し広く周知徹底を図られますようお願いいたします（改正概要については以下参照）。

なお、本件については、各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて別添のとおり通達していることを申し添えます。

### 【改正概要】

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第13条第1項及び第3項に基づき、自動車運転代行業者は、その営業の開始前に、自動車運転代行業約款を定め、これを営業所において掲示するとともに、営業所への掲示をするときは、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならないこととされている一方、行政手続の簡素化を図る観点から、法第13条第4項に基づき、国土交通大臣が定めて公示した標準自動車運転代行業約款（以下「標準約款」という。）と同一のものを掲示した場合には、国土交通大臣への届出をしたものとみなすこととしている。

今般、利用者の料金制度に対する不透明感を払拭し、更なる利用者の保護を図るため、標準約款第6条第2項として、当社は、料金を収受した場合であって利用者の求めがあったときは、収受した料金の額を記載した領収証を発行します旨規定した（別紙参照）。

(別添)

国自旅第586号  
平成25年3月8日

全国運転代行共済協同組合代表理事 殿

国土交通省自動車局旅客課長

標準自動車運転代行業約款の一部を改正する告示の施行について

標準自動車運転代行業約款の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第221号）は、平成25年3月8日に公布（官報公示）され、同年3月31日より施行されることとなるので、貴団体においては、会員その他の関係する自動車運転代行業者に対し広く周知徹底を図られますようお願いいたします（改正概要については以下参照）。

なお、本件については、各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて別添のとおり通達していることを申し添えます。

### 【改正概要】

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第13条第1項及び第3項に基づき、自動車運転代行業者は、その営業の開始前に、自動車運転代行業約款を定め、これを営業所において掲示するとともに、営業所への掲示をするときは、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならないこととされている一方、行政手続の簡素化を図る観点から、法第13条第4項に基づき、国土交通大臣が定めて公示した標準自動車運転代行業約款（以下「標準約款」という。）と同一のものを掲示した場合には、国土交通大臣への届出をしたものとみなすこととしている。

今般、利用者の料金制度に対する不透明感を払拭し、更なる利用者の保護を図るため、標準約款第6条第2項として、当社は、料金を収受した場合であって利用者の求めがあったときは、収受した料金の額を記載した領収証を発行します旨規定した（別紙参照）。

(別紙)

○標準自動車運転代行業約款(平成十四年国土交通省告示第四百五十五号)

(傍線の部分は改正部分)

改正	現行
<p>第6条 当社は、代行役務の提供の終了の際に料金の支払いを求めます。</p> <p>2. <u>当社は、料金を収受した場合であって利用者の求めがあったときは、収受した料金の額を記載した領収証を発行します。</u></p>	<p>第6条 当社は、代行役務の提供の終了の際に料金の支払いを求めます。</p>